

info  
**09**

**75歳**  
以上の方に

「**まめで長生き湯っこ券**」  
「**はり、きゅう、マッサージ施術券**」を発行します

市では、高齢者の健康の増進や活動意欲の向上を図るため、入浴料の一部を助成する「まめで長生き湯っこ券」と「はり、きゅう、マッサージ施術券」を発行します。



- 対象 市内在住の75歳以上の方（令和9年3月31日(水)までに75歳に到達する方を含む）
- 助成内容
  - ▷まめで長生き湯っこ事業…入浴1回につき200円（湯っこ券12枚発行）
  - ▷はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業…施術1回につき1,000円（施術券6枚発行）
- 申請方法 申請書に必要事項を記入の上、長寿福祉課窓口または各総合支所窓口に提出してください。申請書は各窓口に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。
- 持ち物 資格確認書、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるもの  
※代理人が申請するときは、上記に加えて代理人自身の本人確認ができるものがが必要です。
- 申請期限および有効期限 令和9年3月31日(水)

混雑が予想されるため、  
特別受付会場を開設します

- ▶日時 4月1日(水)～3日(金)／午前8時30分～午後5時
- ▶場所 市役所本庁舎 1階市民ロビー

☎ 長寿福祉課高齢福祉班 (☎ 73-2123)

info  
**11**

軽自動車税の  
減免について

軽自動車税は、4月1日現在で、原動機付自転車・軽自動車などを所有している方に課税され、今年度の納税通知書は5月1日(金)に発送予定です。

身体に障がいがあり、歩行が困難な方が所有する車両などは、一定の条件によって減免されます。

- 申請期限 5月25日(月)
- 減免申請手続きに必要なもの
  - ①減免申請書  
※令和7年度に減免承認された方へは、減免申請書を納税通知書に同封します。
  - ②納税通知書
  - ③身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳など
  - ④実際に運転する方の運転免許証
- 申請場所 税務課窓口または各総合支所地域応援班窓口

※減免の対象となる車両は1台のみです。自動車税(県税)と軽自動車税(市税)両方の減免を受けることはできません。

☎ 税務課市民税班 (☎ 55-8094)

info  
**10**

湯沢市賃借料情報  
(令和7年分)

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は下表のとおりです。

【田(水稻)の部】 単位：10a当たり

地域	平均額	最高額	最低額	データ数
湯沢	10,000円	20,000円	3,000円	1,020筆
稲川	9,000円	15,000円	5,000円	219筆
雄勝	8,800円	10,000円	3,000円	511筆
皆瀬	9,000円	10,000円	7,100円	14筆

※金額は100円未満を切り捨て

【参考：田(水稻)の物納契約状況平均値】 単位：10a当たり

市全域	湯沢地域	稲川地域	雄勝地域	皆瀬地域
46 kg	57 kg	47 kg	45 kg	33 kg

※地区ごとの平均額は、市ホームページをご覧ください。

☎ 農業委員会事務局農地農務班 (☎ 73-2138)